

原 発 本 第 1 6 8 号

2 0 2 3 年 1 月 2 0 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、昭和50年6月26日付けの50原第5193号、昭和50年12月15日付けの50原第9554号、昭和51年4月26日付けの51安第2242号、昭和51年9月16日付けの51安(原規)第60号、昭和52年5月31日付けの52安(原規)第131号、昭和54年6月22日付けの54資庁第8354号、昭和54年8月3日付けの54資庁第10467号、昭和55年1月7日付けの54資庁第15477号、昭和55年11月10日付けの55資庁第12005号、昭和56年6月5日付けの56資庁第3275号、昭和56年8月20日付けの56資庁第10448号、昭和56年11月6日付けの56資庁第12949号、昭和57年2月26日付けの57資庁第2530号、昭和57年7月31日付けの57資庁第10881号、昭和58年8月15日付けの58資庁第9302号、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年4月1日付けの60資庁第3188号、昭和60年6月18日付けの60資庁第8040号、昭和60年11月5日付けの60資庁第12363号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16339号、平成元年3月31日付けの元資庁第3506号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成4年3月2日付けの4資庁第1125号、平成5年3月31日付けの5資庁第570号、平成5年10月18日付けの5資庁第11120号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成6年8月18日付けの6資庁第8958号、平成7年9月7日付けの7資庁第8119号、平成7年12月5日付けの7資庁第13349号、平成8年5月22日付けの8資庁第3208号、平成8年8月19日付けの8資庁第7659号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第9号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第3号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第20号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第6号、平成13年6月26日付けの平成13・05・24原第4号、平成13年9月13日付けの平成13・08・14原第4号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第5号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第25号、平成14年6月20日付けの平成14・06・07原第13号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第7号、平成15年6月4日付けの平成15・05・27原第6号、平成15年10月22日付けの平成15・09・12原第13号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第25号、平成16年6月8日付けの平成16・06・01原第10号、平成17年2月25日付けの平成17・02・02原第4号、平成17年3月31日付けの平成17・03・15原第4号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第24号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第13号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第25号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第18号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第56号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第4号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第10号、平成20年12月12日付けの平成20・10・31原第10号、平成21年3月3日付けの平成21・02・20原第27号、平成21

年9月15日付けの平成21・08・03原第5号、平成22年2月22日付けの平成22・01・20原第7号、平成22年6月22日付けの平成22・05・21原第6号、平成22年11月25日付けの平成22・03・26原第2号、平成23年5月6日付けの平成23・04・04原第39号、平成23年5月11日付けの平成23・04・21原第10号、平成23年6月16日付けの平成23・05・19原第22号、平成24年6月21日付けの平成24・05・23原第4号、平成24年9月6日付けの20120717原第30号、平成25年2月13日付けの原管P収第121212001号、平成25年6月17日付けの原管P発第1306171号、平成26年6月9日付けの原規規発第1406092号、平成27年6月10日付けの原規規発第1506108号、平成28年3月24日付けの原規規発第16032420号、平成28年10月26日付けの原規規発第1610268号、平成29年2月8日付けの原規規発第1702088号、平成29年4月19日付けの原規規発第1704197号、平成29年9月14日付けの原規規発第1709142号、平成30年6月26日付け原規規発第1806267号、平成30年12月17日付け原規規発第1812179号、平成31年2月13日付け原規規発第1902134号及び令和元年7月5日付け原規規発第1907055号、令和元年12月6日付け原規規発第1912061号及び令和2年3月18日付け原規規発第2003186号、令和2年9月17日付け原規規発第2009175号、令和2年11月4日付け原規規発第2011049号、令和2年12月17日付け原規規発第2012171号、令和3年3月12日付け原規規発第2103125号、令和4年3月24日付け原規規発第2203244号及び令和4年9月13日付け原規規発第2209131号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 組織改正に伴う変更

原子力総括部門の廃止及び原子燃料部門の原子力発電本部内への統合により、業務所掌が変更となることから、関連する以下の条文の変更を行う。

・第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第2条の2（関係法令及び保安規定の遵守）

第3条（品質マネジメントシステム計画）

第4条（保安に関する組織）

第5条（保安に関する職務）

第6条（原子力発電安全委員会）

第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）

第118条（施設管理計画）

第131条（記録）

・第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）

第2条の2（関係法令及び保安規定の遵守）

- 第3条（品質マネジメントシステム計画）
- 第4条（保安に関する組織）
- 第5条（保安に関する職務）
- 第6条（原子力発電安全委員会）
- 第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）
- 第50条（施設管理計画）
- 第65条（記録）

（2）記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴い関連する条文の変更を行う。

- ・第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）
 - 第5条（保安に関する職務）
 - 第118条（施設管理計画）

- ・第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）
 - 第5条（保安に関する職務）
 - 第50条（施設管理計画）

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

なお、組織改正に伴う変更に係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それ以前は従前の例による。

以 上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定
変更前後比較表

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の玄海原子力発電所3号炉及び4号炉原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保なものとするために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確保にする。</p> <p>(3) 原子力総括部門（第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力燃料部門（第4条に定める組織のうち原子力燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、</p>	<p>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の玄海原子力発電所3号炉及び4号炉原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保なものとするために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(6)におけるコンプライアンス活動の実施を確保にする。</p> <p>(3) 原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>じ。)は、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(7)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力総括部長は、<u>原子力総括部門</u>、<u>安全・品質保証部門</u>、<u>原子力管理部門</u>、<u>原子力建設部門</u>、<u>原子力技術部門</u>、<u>廃止措置統括部門</u>及び<u>発電所組織</u>におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ <u>原子力総括部門</u>、<u>安全・品質保証部門</u>、<u>原子力建設部門</u>、<u>原子力技術部門</u>、<u>廃止措置統括部門</u>及び<u>発電所組織</u>は、アの計画に基づき、次の活動を行う。</p> <p>(6) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、<u>原子力土木建築部門</u>におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、<u>資材調達部門</u>におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、<u>原子燃料部門</u>におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門(第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、<u>監査部門</u>におけるコンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。)及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(7)の活動状況を監査する。</p>	<p>(4)から(6)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力管理部長は、<u>原子力管理部門</u>、<u>安全・品質保証部門</u>、<u>原子力建設部門</u>、<u>原子力技術部門</u>、<u>原子燃料部門</u>、<u>廃止措置統括部門</u>及び<u>発電所組織</u>におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、<u>原子力土木建築部門</u>におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、<u>資材調達部門</u>におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 監査部門(第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、<u>監査部門</u>におけるコンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織(原子力発電本部長、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門をいう。以下、同じ。)及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(6)の活動状況を監査する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

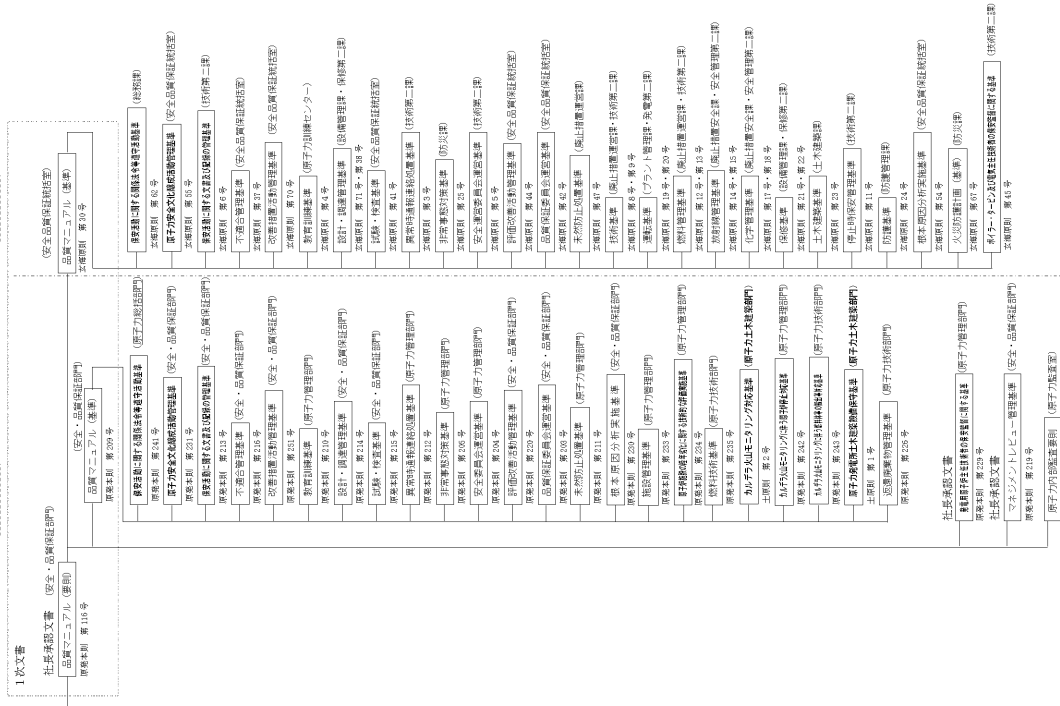
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的 品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」(以下「品質規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質規則に従う。 (1) 保安に関する組織：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。 (2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。 (3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。 (4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。 (5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。 (6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。 (7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。 (8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。 (9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。 (10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。 (11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。 (12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門及び原子燃料部門をいう。 (13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織をいう。 (15) 原子炉施設：原子炉等規制法第43条の5に規定する発電用原子炉施設をいう。 (16) ニュースシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的 品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」(以下「品質規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質規則に従う。 (1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。 (2) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。 (3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。 (4) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。 (5) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。 (6) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。 (7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。 (8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。 (9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。 (10) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。 (11) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門をいう。 (12) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (13) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。 (14) 原子炉施設：原子炉等規制法第43条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。 (15) ニュースシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

東海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

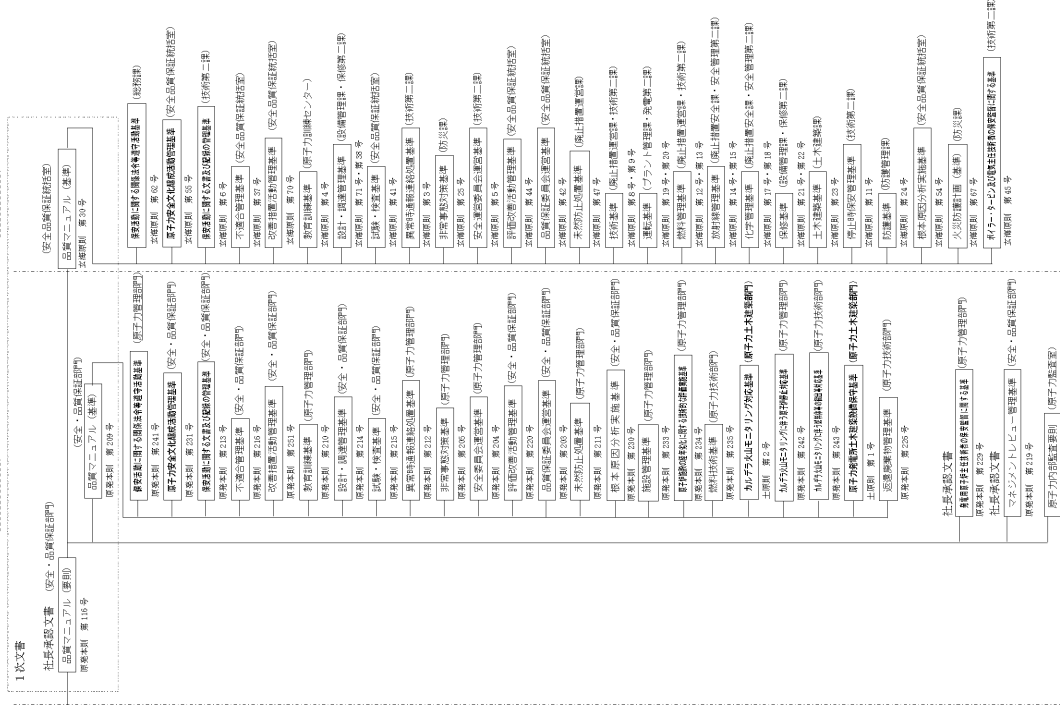
別図1 保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図



x () 中埋当所

変更後

別図2 保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図



x () 中埋当所

備考

・組織改正に伴う改正

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<p style="text-align: center;">・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確保するため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンブライアンス活動</p> <p>イ 安全文化の醸成に関する活動</p> <p>ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(29)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンブライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンブライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンブライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確保するため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンブライアンス活動</p> <p>イ 安全文化の醸成に関する活動</p> <p>ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(12)から(32)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(12)におけるコンブライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンブライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門及び廃止措置統括部門におけるコンブライアンス活動並びに原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調査先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う改正 ・記載の適正化(附帯の変更)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 総務課長は、調達先に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づく工事※1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(26) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p>	<p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(14) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(15) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(18) 総務課長は、調達先に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づく工事※1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(23) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(25) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(26) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(28) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(31) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(33) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(34) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(35) (22)、(23)及び(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長という場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長という場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(27) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(30) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(31) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(32) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(33) (4)、(6)、(7)、(9)及び(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(34) (21)、(22)及び(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(25)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(35) (26)から(28)、(30)及び(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(26)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。</p> <p>(36) (25)から(28)、(30)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(37) (19)及び(21)から(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(38) (19)及び(21)から(31)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(15)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(19)及び(26)から(31)で定める課長という場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(15)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長という場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(39) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>エ 巡視点検に関する事項</p> <p>オ 異常時の措置に関する事項</p> <p>カ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>ク 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>ケ 誤操作の防止に関する事項</p> <p>コ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項</p>	<p>第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>エ 巡視点検に関する事項</p> <p>オ 異常時の措置に関する事項</p> <p>カ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>ク 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>ケ 誤操作の防止に関する事項</p> <p>コ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>ウ 燃料の検査及び取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正 ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項 イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正 ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項 イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項 ウ 保安区域に関する事項 エ 周辺監視区域に関する事項 オ 線量の評価に関する事項 カ 除染に関する事項 キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項(第2編第19条第2項に関する事項を含む) (7) 緊急事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正(第121条) (8) 保安教育実施計画の策定(第129条)に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。 4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(14)から(16)、(19)から(24)、(26)から(29)及び(31)から(33)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>ウ 燃料の検査及び取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正 ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項 イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正 ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項 イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項 ウ 保安区域に関する事項 エ 周辺監視区域に関する事項 オ 線量の評価に関する事項 カ 除染に関する事項 キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項(第2編第19条第2項に関する事項を含む) (7) 緊急事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正(第121条) (8) 保安教育実施計画の策定(第129条)に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。 4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(13)から(15)、(18)から(22)、(25)から(30)及び(32)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施設管理計画)</p> <p>第118条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 定義</p> <p>本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原子力燃料部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、並びに発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR事業者連絡会: 国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2の施設管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定</p> <p>発電所組織は、原子炉施設の中から、各炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第118条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 定義</p> <p>本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力管理部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原子燃料部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、並びに発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR事業者連絡会: 国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2の施設管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定</p> <p>発電所組織は、原子炉施設の中から、各炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 組織改正に伴う改正 記載の適正化(接統詞の変更)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																
<p>第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 131 条 各課(室、センター)長は、表 131-1 及び表 131-2 に定める保安に関する記録を適正に作成(表 131-1 (1)を除く。)し、保存する。ただし、表 131-1 (3)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 131-3 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※ 1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表 131-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(4)熱出力</td> <td>原子炉に燃料が装荷されている場合連続して</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(5)炉心の中性子束密度</td> <td></td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(6)炉心の温度</td> <td></td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(7)冷却材入口温度</td> <td></td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(8)冷却材出口温度</td> <td></td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(9)冷却材圧力</td> <td>モード 1 及び 2 において 1 時間ごと</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(10)冷却材流量</td> <td></td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(11)制御棒位置</td> <td></td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(12)ア 1 再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度</td> <td>運転中^{※3} 1 時間ごと</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(12)ア 2 再結合装置内の温度 ア 原安補静的触媒式水素再結合装置温度</td> <td>運転中^{※3} 1 時間ごと</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量</td> <td>モード 1 及び 2 において毎日 1 回</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(14)原子炉内における燃料体の配置</td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>取した後 10 年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10 年間	(5)炉心の中性子束密度		10 年間	(6)炉心の温度		10 年間	(7)冷却材入口温度		10 年間	(8)冷却材出口温度		10 年間	(9)冷却材圧力	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	10 年間	(10)冷却材流量		10 年間	(11)制御棒位置		1 年間	(12)ア 1 再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度	運転中 ^{※3} 1 時間ごと	1 年間	(12)ア 2 再結合装置内の温度 ア 原安補静的触媒式水素再結合装置温度	運転中 ^{※3} 1 時間ごと	1 年間	(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード 1 及び 2 において毎日 1 回	1 年間	(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取した後 10 年間	<p>第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 131 条 各課(室、センター)長は、表 131-1 及び表 131-2 に定める保安に関する記録を適正に作成(表 131-1 (1)を除く。)し、保存する。ただし、表 131-1 (3)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 131-3 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※ 1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表 131-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td>確認の都度</td> <td>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(4)熱出力</td> <td>原子炉に燃料が装荷されている場合連続して</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(5)炉心の中性子束密度</td> <td></td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(6)炉心の温度</td> <td></td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(7)冷却材入口温度</td> <td></td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(8)冷却材出口温度</td> <td></td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(9)冷却材圧力</td> <td>モード 1 及び 2 において 1 時間ごと</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(10)冷却材流量</td> <td></td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>(11)制御棒位置</td> <td></td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(12)ア 1 再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度</td> <td>運転中^{※3} 1 時間ごと</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(12)ア 2 再結合装置内の温度 ア 原安補静的触媒式水素再結合装置温度</td> <td>運転中^{※3} 1 時間ごと</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量</td> <td>モード 1 及び 2 において毎日 1 回</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>(14)原子炉内における燃料体の配置</td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>取した後 10 年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	確認の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10 年間	(5)炉心の中性子束密度		10 年間	(6)炉心の温度		10 年間	(7)冷却材入口温度		10 年間	(8)冷却材出口温度		10 年間	(9)冷却材圧力	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	10 年間	(10)冷却材流量		10 年間	(11)制御棒位置		1 年間	(12)ア 1 再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度	運転中 ^{※3} 1 時間ごと	1 年間	(12)ア 2 再結合装置内の温度 ア 原安補静的触媒式水素再結合装置温度	運転中 ^{※3} 1 時間ごと	1 年間	(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード 1 及び 2 において毎日 1 回	1 年間	(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取した後 10 年間	<p>・組織改正に伴う改正</p>
記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																																																																																																
(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																																																																																																
(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間																																																																																																
(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																																																																
(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10 年間																																																																																																
(5)炉心の中性子束密度		10 年間																																																																																																
(6)炉心の温度		10 年間																																																																																																
(7)冷却材入口温度		10 年間																																																																																																
(8)冷却材出口温度		10 年間																																																																																																
(9)冷却材圧力	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	10 年間																																																																																																
(10)冷却材流量		10 年間																																																																																																
(11)制御棒位置		1 年間																																																																																																
(12)ア 1 再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度	運転中 ^{※3} 1 時間ごと	1 年間																																																																																																
(12)ア 2 再結合装置内の温度 ア 原安補静的触媒式水素再結合装置温度	運転中 ^{※3} 1 時間ごと	1 年間																																																																																																
(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード 1 及び 2 において毎日 1 回	1 年間																																																																																																
(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取した後 10 年間																																																																																																
記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																																																																																																
(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																																																																																																
(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保全の結果及びその担当者の氏名 ウ 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	確認の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間																																																																																																
(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																																																																
(4)熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10 年間																																																																																																
(5)炉心の中性子束密度		10 年間																																																																																																
(6)炉心の温度		10 年間																																																																																																
(7)冷却材入口温度		10 年間																																																																																																
(8)冷却材出口温度		10 年間																																																																																																
(9)冷却材圧力	モード 1 及び 2 において 1 時間ごと	10 年間																																																																																																
(10)冷却材流量		10 年間																																																																																																
(11)制御棒位置		1 年間																																																																																																
(12)ア 1 再結合装置内の温度 ア 静的触媒式水素再結合装置温度 イ 電気式水素燃焼装置温度	運転中 ^{※3} 1 時間ごと	1 年間																																																																																																
(12)ア 2 再結合装置内の温度 ア 原安補静的触媒式水素再結合装置温度	運転中 ^{※3} 1 時間ごと	1 年間																																																																																																
(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード 1 及び 2 において毎日 1 回	1 年間																																																																																																
(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取した後 10 年間																																																																																																

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2022年9月22日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4以外)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、第93条(新燃料の貯蔵)、第95条(燃料の取替等)及び第96条(使用済燃料の貯蔵)については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>なお、プロック毎の工事が完了し、美用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づき使用の承認を受けた使用済燃料ラック(プロック)については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>5 本規定施行の際、使用前確認対象の蓄電池(3系統目)に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>6 本規定施行の際、第98条の2(放射性固体廃棄物の管理)及び第103条の2(管理区域の設定・解除)については、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4以外)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、第93条(新燃料の貯蔵)、第95条(燃料の取替等)及び第96条(使用済燃料の貯蔵)については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>なお、プロック毎の工事が完了し、美用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づき使用の承認を受けた使用済燃料ラック(プロック)については、当該承認日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>5 本規定施行の際、使用前確認対象の蓄電池(3系統目)に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>6 本規定施行の際、第98条の2(放射性固体廃棄物の管理)及び第103条の2(管理区域の設定・解除)については、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>7 <u>組織改正に伴う変更に係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それ以前は従前の例による。</u></p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>＜附則第7項 従前の例＞</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の玄海原子力発電所3号炉及び4号炉原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保するため、以下の関係法令及び保安規定の遵守に関する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確保するための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に実行されることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じ見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確保にする。</p> <p>(3) 原子力総括部門（第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）をいう。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>＜附則第7項 従前の例＞</p> <p>じ。)は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(7)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力総括部長は、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門（第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(7)の活動状況を監査する。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>＜附則第7項 従前の例＞</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的 品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基運に関する規則及び同解釈」(以下「品質規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質規則に従う。 (1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。 (2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。 (3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。 (4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。 (5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。 (6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。 (7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。 (8) 原子力土木建設部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建設部長及びその所掌する組織をいう。 (9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。 (10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。 (11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。 (12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力燃料部門及び原子燃料部門をいう。 (13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建設部門及び発電所組織をいう。 (15) 原子炉施設：原子炉等規制法第43条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。 (16) ニュースシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

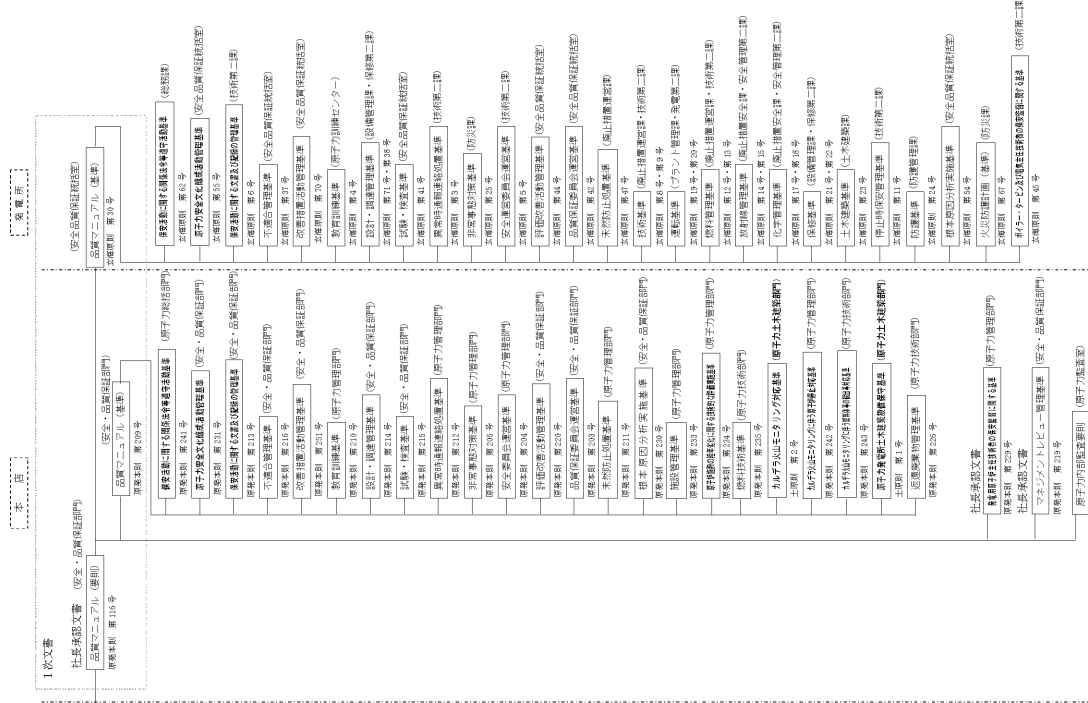
変更後

備考

<附則第7項 従前の例>

別図1

保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文体系図



・組織改正に伴う変更

(規定なし)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第7項 従前の例> (保安に関する組織) 第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p> <p>(本店)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社長 <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力監査室長) <ul style="list-style-type: none"> 原子力監査室長 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力発電本部長) <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電本部長 原子力総括部長 <ul style="list-style-type: none"> 安全・品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> 原子力管理部長 原子力建設部長 原子力技術部長 廃止措置統括室長 原子力土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> 資材調達部長 原子燃料部長 <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電安全委員会 <p>(発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 (原子炉保安監理担当) <ul style="list-style-type: none"> 電気主任技術者 <ul style="list-style-type: none"> ボイラー・タービン主任技術者 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 防災課長 防護管理課長 廃止措置施設 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置運営課長 廃止措置安全課長 <ul style="list-style-type: none"> プラント管理課長 設備管理課長 土木建築課長 技術第二課長 安全管理第二課長 <ul style="list-style-type: none"> 発電第二課長 発電第二課当直課長 保修第二課長 第二所長 <ul style="list-style-type: none"> 原子力訓練センター所長 <ul style="list-style-type: none"> 安全品質保証統括室長 <ul style="list-style-type: none"> 安全品質保証統括室副室長 安全品質保証統括室課長 <p>玄海原子力発電所安全運営委員会</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第7項 従前の例> (保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確保するため、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることとを確保にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンプライアンス活動</p> <p>イ 安全文化の醸成に関する活動</p> <p>ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確保するためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(29)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備を行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う変更 ・記載の適正化

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第7項 従前の例></p> <p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び必修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づく工事※1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(26) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第7項 従前の例></p> <p>(28) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(31) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(33) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(34) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長という場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所掌する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第7項 従前の例> 第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会) 第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 本店所管の社内規定の制定及び改正 (4) その他委員会で定めた事項 3 原子力管理部長を委員長とする。 4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会) 第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正 ア 運転員の構成人員に関する事項 イ 当直の引継方法に関する事項 ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 エ 巡視点検に関する事項 オ 異常時の措置に関する事項 カ 警報発生時の措置に関する事項 キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ク 定期的に実施する試験に関する事項 ケ 誤操作の防止に関する事項 コ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正 ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項 イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第7項 従前の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ウ 燃料の検査及び取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正 <ul style="list-style-type: none"> ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項 イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正 <ul style="list-style-type: none"> ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項 イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項 ウ 除全区域に関する事項 エ 周辺監視区域に関する事項 オ 線量の評価に関する事項 カ 除染に関する事項 キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項（第2編第19条第2項に関する事項を含む） (7) 緊急事態における運転操作に関する社内基準の制定及び改正（第121条） (8) 保安教育実施計画の策定（第129条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(14)から(16)、(19)から(24)、(26)から(29)及び(31)から(33)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う変更

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第7項 従前の例></p> <p>第8章 施設管理</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第118条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 定義</p> <p>本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力管理部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR事業者連絡会: 国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2の施設管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定</p> <p>発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p>	<p>・組織改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																									
<p>〈附則第7項 従前の例〉</p> <p>第11章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第131条 各課(室、センター)長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に*1作成(表131-1(1)を除く。)し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表131-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合*2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保安活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>(4)熱出力</td> <td>原子炉に燃料が装着されている場合連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(5)炉心の中性子束密度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(6)炉心の温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(7)冷却材入口温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(8)冷却材出口温度</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(9)冷却材圧力</td> <td>モード1及び2において1時間ごと</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(10)冷却材流量</td> <td></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>(11)制御棒位置</td> <td></td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(12)-1 再結合装置内の温度</td> <td>運転中*3 1時間ごと</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ア 静的触媒式水素再結合装置温度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 電気式水素燃焼装置温度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(12)-2 再結合装置内の温度</td> <td>運転中*3 1時間ごと</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ア 原安補静的触媒式水素再結合装置温度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量</td> <td>モード1及び2において毎日1回</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(14)原子炉内における燃料体の配置</td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>取した後10年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*2	保存期間	(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点までの期間	(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保安活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	(4)熱出力	原子炉に燃料が装着されている場合連続して	10年間	(5)炉心の中性子束密度		10年間	(6)炉心の温度		10年間	(7)冷却材入口温度		10年間	(8)冷却材出口温度		10年間	(9)冷却材圧力	モード1及び2において1時間ごと	10年間	(10)冷却材流量		10年間	(11)制御棒位置		1年間	(12)-1 再結合装置内の温度	運転中*3 1時間ごと	1年間	ア 静的触媒式水素再結合装置温度			イ 電気式水素燃焼装置温度			(12)-2 再結合装置内の温度	運転中*3 1時間ごと	1年間	ア 原安補静的触媒式水素再結合装置温度			(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード1及び2において毎日1回	1年間	(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取した後10年間	<p>・組織改正に伴う変更</p>	
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合*2	保存期間																																																									
(1)使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点までの期間																																																									
(2)施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保安活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																																									
(3)施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																									
(4)熱出力	原子炉に燃料が装着されている場合連続して	10年間																																																									
(5)炉心の中性子束密度		10年間																																																									
(6)炉心の温度		10年間																																																									
(7)冷却材入口温度		10年間																																																									
(8)冷却材出口温度		10年間																																																									
(9)冷却材圧力	モード1及び2において1時間ごと	10年間																																																									
(10)冷却材流量		10年間																																																									
(11)制御棒位置		1年間																																																									
(12)-1 再結合装置内の温度	運転中*3 1時間ごと	1年間																																																									
ア 静的触媒式水素再結合装置温度																																																											
イ 電気式水素燃焼装置温度																																																											
(12)-2 再結合装置内の温度	運転中*3 1時間ごと	1年間																																																									
ア 原安補静的触媒式水素再結合装置温度																																																											
(13)原子炉に使用している冷却材の純度及び毎日の補給量	モード1及び2において毎日1回	1年間																																																									
(14)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取した後10年間																																																									

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保なものとするために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況をjついで報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確実にする。</p> <p>(3) 原子力総括部門（第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力燃料部門（第4条に定める組織のうち原子力燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力燃料部門（第4条に定める組織のうち原子力燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、廃止措置統括部門（第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力土木建築部門（第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、資材調達部門（第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子燃料部門（第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(7)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力総括部長は、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p>	<p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保なものとするために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針を保安に関する組織（第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。）全体に示す。</p> <p>また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況をjついで報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(6)におけるコンプライアンス活動の実施を確実にする。</p> <p>(3) 原子力管理部門（第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、安全・品質保証部門（第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力建設部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、原子力技術部門（第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）、及び発電所組織（第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。）は、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(6)の活動を実施する。</p> <p>(4) 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力管理部長は、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況の評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況の評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門（第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。以下、同）は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況の評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(7)の活動状況を監査する。</p>	<p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(6) 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況の評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 監査部門（第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。以下、同）は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況の評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織（原子力発電本部長、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門をいう。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(6)の活動状況を監査する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的 品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」(以下「品管規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品管規則に従う。 (1) 保安に関する組織：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。 (2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。 (3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。 (4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。 (5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。 (6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。 (7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。 (8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。 (9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。 (10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。 (11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。 (12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力燃料部門、廃止措置品質保証部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。 (13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的 品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」(以下「品管規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品管規則に従う。 (1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。 (2) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。 (3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。 (4) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。 (5) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。 (6) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。 (7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。 (8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。 (9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。 (10) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。 (11) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置品質保証部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門をいう。 (12) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。 (13) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(15) 原子炉施設：原子炉等規制法第43条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(16) ニュースシア：原子炉施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子炉施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「保安基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。</p> <p>b プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図2「品質マネジメントシステム間のプロセス間の相互関係」に明確に定める。</p> <p>c プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更</p>	<p>(14) 原子炉施設：原子炉等規制法第43条の3の5に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(15) ニュースシア：原子炉施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子炉施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「保安基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。</p> <p>b プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図2「品質マネジメントシステム間のプロセス間の相互関係」に明確に定める。</p> <p>c プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>別図1</p> <p>保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図</p>	<p>別図1</p> <p>保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 廃止措置段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 廃止措置段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確保するため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に実行されるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンプライアンス活動</p> <p>イ 安全文化の醸成に関する活動</p> <p>ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(29)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。また、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(6) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模根拠発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括す</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確保するため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に実行されるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンプライアンス活動</p> <p>イ 安全文化の醸成に関する活動</p> <p>ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(12)から(32)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(12)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。また、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模根拠発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力燃料部長は、原子力燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子力燃料部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う改正 ・記載の適正化(併替の変更)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>る。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び必修第二課長の所管する保安に関する業務、並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 総務課長は、調達先に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づく工事*1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(26) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p>	<p>る。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(14) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び必修第二課長の所管する保安に関する業務、並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(18) 総務課長は、調達先に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づく工事*1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(23) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(25) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(26) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(31) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修を行う。</p> <p>(33) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(34) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事を含む。</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)から(26)及び(32)で定める課長という場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長という場合には、「各廃止措置課（室、センター）長」という。</p> <p>(40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(28) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(30) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(31) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(32) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(33) (4)、(6)、(7)、(9)及び(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(34) (21)、(22)及び(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(25)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(35) (26)から(28)、(30)及び(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(26)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。</p> <p>(36) (26)から(28)、(30)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(37) (19)及び(21)から(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(38) (19)及び(21)から(31)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(15)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(19)から(25)及び(31)で定める課長という場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各廃止措置課長並びに(15)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長という場合には、「各廃止措置課（室、センター）長」という。</p> <p>(39) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

※1：廃止措置計画に基づく工事は、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第50条で定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 廃止措置計画の変更</p> <p>(3) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(4) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(5) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、廃止措置主任者に加え、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ウ 巡視に関する事項</p> <p>エ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>オ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>カ 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>キ 安全貯蔵の措置に関する事項</p> <p>ク 廃止措置の工事計画に関する事項</p> <p>ア 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>イ 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項</p> <p>イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ウ 放射線管理に関する事項</p> <p>エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</p>	<p>第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 廃止措置計画の変更</p> <p>(3) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(4) 本店所管の社内規定の制定及び改正</p> <p>(5) その他委員会で定めた事項</p> <p>3 原子力管理部長を委員長とする。</p> <p>4 委員会は、委員長、所長、廃止措置主任者に加え、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ウ 巡視に関する事項</p> <p>エ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>オ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>カ 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>キ 安全貯蔵の措置に関する事項</p> <p>ク 廃止措置の工事計画に関する事項</p> <p>ア 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>イ 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項</p> <p>イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ウ 放射線管理に関する事項</p> <p>エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項</p> <p>ウ 保安区域に関する事項</p> <p>エ 周辺監視区域に関する事項</p> <p>オ 線量の評価に関する事項</p> <p>カ 除染に関する事項</p> <p>キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項（第 19 条第 3 項に関する事項を含む）</p> <p>(7) 保安教育実施計画の策定（第 63 条）に関する事項</p> <p>(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第 5 条(14)から(16)、(19)から(24)、(26)から(29)及び(31)から(33)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項</p> <p>ウ 保安区域に関する事項</p> <p>エ 周辺監視区域に関する事項</p> <p>オ 線量の評価に関する事項</p> <p>カ 除染に関する事項</p> <p>キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項（第 19 条第 3 項に関する事項を含む）</p> <p>(7) 保安教育実施計画の策定（第 63 条）に関する事項</p> <p>(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第 5 条(13)から(15)、(18)から(23)、(25)から(28)及び(30)から(32)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 8 章 施設管理</p> <p style="text-align: center;">(施設管理計画)</p> <p>第 50 条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1 定義 本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする（以下、本章において同じ）。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第 4 条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第 4 条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原子力燃料部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、並びに発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR 事業者連絡会：国内 PWR プラントの安全安定運転のために、PWR プラントを所有する国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理の見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2 の施設管理目標を達成するため 4 より 11 からなる保全プログラムを策定する。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定</p> <p>発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 施設管理</p> <p style="text-align: center;">(施設管理計画)</p> <p>第 50 条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1 定義 本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする（以下、本章において同じ）。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第 4 条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第 4 条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力管理部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原子力燃料部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、並びに発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR 事業者連絡会：国内 PWR プラントの安全安定運転のために、PWR プラントを所有する国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理の見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2 の施設管理目標を達成するため 4 より 11 からなる保全プログラムを策定する。また、12 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定</p> <p>発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p> <p>・記載の適正化 (後続詞の変更)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																								
<p style="text-align: center;">第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 65 条 各課 (室、センター) 長は、表 65-1 及び表 65-2 に定める保安に関する記録を適正に^{※1}作成 (表 65-1 (1) を除く。) し、保存する。ただし、表 65-1 (3) イの記録については、原子力部門 (原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織) が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 65-3 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 各課 (室、センター) 長は、表 65-4 に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことという (以下、本条において同じ)。</p> <p style="text-align: right;">表 65-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th style="width: 30%;">記録すべき場合^{※2}</th> <th style="width: 40%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用前確認の結果</td> <td style="text-align: center;">確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 安全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;">施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;">評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 安全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	<p style="text-align: center;">第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 65 条 各課 (室、センター) 長は、表 65-1 及び表 65-2 に定める保安に関する記録を適正に^{※1}作成 (表 65-1 (1) を除く。) し、保存する。ただし、表 65-1 (3) イの記録については、原子力部門 (原子力発電本部長、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織) が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 65-3 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 各課 (室、センター) 長は、表 65-4 に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことという (以下、本条において同じ)。</p> <p style="text-align: right;">表 65-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th style="width: 30%;">記録すべき場合^{※2}</th> <th style="width: 40%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用前確認の結果</td> <td style="text-align: center;">確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 安全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;">施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td style="text-align: center;">評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 安全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	<p style="text-align: center;">組織改正に伴う改正</p>
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																								
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																								
(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 安全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間																								
(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																								
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																								
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																								
(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 安全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間																								
(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																								

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第2編は、2022年9月22日から施行する。</p> <p>2 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特定重大事故等対処施設に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>3 本規定施行の際、第29条の2（放射性固体廃棄物の管理）及び第35条の2（管理区域の設定・解除）については、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第2編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 本規定施行の際、使用前検査及び使用前確認対象の特定重大事故等対処施設に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>3 本規定施行の際、第29条の2（放射性固体廃棄物の管理）及び第35条の2（管理区域の設定・解除）については、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 <u>組織改正に伴う変更に係る規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それ以前は従前の例による。</u></p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>＜附則第4項 従前の例＞ (関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確保するために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル(要則)」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動(以下「コンプライアンス活動」という。)を実施する。 (1) 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針を保安に関する組織(第4条に定める組織全体をいう。以下、同じ。)全体に示す。 また、コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため、年度ごとの計画の実施状況について報告を受け、必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は、必要に応じて見直しを行う。 (2) 原子力発電本部長は、(1)の社長が示す方針に基づき、(3)から(7)におけるコンプライアンス活動の実施を確実にする。 (3) 原子力総括部門(第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、安全・品質保証部門(第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力管理部門(第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力建設部門(第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力技術部門(第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、廃止措置統括部門(第4条に定める組織のうち廃止措置統括部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力土木建築部門(第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、資材調達部門(第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子燃料部門(第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。))及び発電所組織(第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。))は、「品質マニュアル(要則)」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守活動基準」に従って、(4)から(7)の活動を実施する。 (4) 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 ア 原子力総括部長は、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。 イ 原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。 (5) 原子力土木建築部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 ア 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画(教育に関することを含む。)を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>＜附則第4項 従前の例＞</p> <p>イ 原子力土木建築部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>ア 資材調達部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>イ 資材調達部長は、資材調達部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 資材調達部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(7) 原子燃料部門は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子燃料部長は、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 原子燃料部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>(8) 監査部門（第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。）は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。</p> <p>ア 原子力監査室長は、監査部門におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関することを含む。）を策定し、実施する。また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び(1)の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>イ 監査部門は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。</p> <p>2 原子力監査室長は、本店組織（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確かなものとするために、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(7)の活動状況を監査する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的</p> <p>品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置(変更)許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」(以下「品管規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うことを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義</p> <p>(規定なし)</p> <p>品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品管規則に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び原子燃料部門をいう。</p> <p>(13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>＜附則第4項 従前の例＞</p> <p>別図1</p> <p>(規定なし)</p>	<p>保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>＜附則第4項 従前の例＞ (保安に関する組織) 第4条 廃止措置段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p> <pre> graph TD subgraph (本店) S[社長] --> PM[品質マネジメントシステム 管理責任者 (原子力監査室長)] S --> QM[品質マネジメントシステム 管理責任者 (原子力発電本部長)] S --> AD[原子力発電本部長] S --> AS[原子力総括部長] S --> ASB[安全・品質保証部長] S --> AM[原子力管理部長] S --> AC[原子力建設部長] S --> AT[原子力技術部長] S --> ADG[廃止措置総括室長] S --> ASB2[原子力土木建築部長] S --> ASB3[資材調達部長] S --> ASB4[原子燃料部長] S --> ASB5[原子力発電 安全委員会] end subgraph (発電所) S --> DM[廃止措置主任者] DM --> TG[総務課長] DM --> DF[防災課長] DM --> DM2[防護管理課長] DM --> DM3[廃止措置運営課長] DM --> DM4[廃止措置安全課長] DM --> DM5[施設長] DM5 --> DM6[プラント管理課長-プラント管理課当直課長] DM5 --> DM7[設備管理課長] DM5 --> DM8[土木建築課長] DM5 --> DM9[技術第二課長] DM5 --> DM10[安全管理第二課長] DM5 --> DM11[第二所長] DM11 --> DM12[発電第二課長-発電第二課当直課長] DM11 --> DM13[保修第二課長] DM11 --> DM14[原子力訓練センター所長] DM11 --> DM15[安全品質保証統括室長] DM15 --> DM16[安全品質保証統括室副室長] DM15 --> DM17[安全品質保証統括室課長] end S --> ASB6[玄海原子力 発電所長] ASB6 --> DM ASB6 --> DM15 ASB6 --> ASB7[玄海原子力発電所安全運営委員会] </pre>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>＜附則第4項 従前の例＞ (保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確保なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に実行されるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <p>ア コンプライアンス活動</p> <p>イ 安全文化の醸成に関する活動</p> <p>ウ 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動</p> <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするためのア、イ及びウの活動に取組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(29)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、輸入廃棄物の管理に関する業務、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う改正 ・記載の適正化

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>＜附則第4項 従前の例＞</p> <p>る。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務、並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る燃料管理、燃料管理に関する廃止措置計画に基づく工事*1及び廃止措置計画に基づく管理全般に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及びそれらの廃止措置計画に基づく工事に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(26) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の廃止措置計画に基づく工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(27) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>＜附則第4項 従前の例＞</p> <p>(29) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（1号炉及び2号炉との共用施設を含む。）の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(31) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、土木建築設備の廃止措置計画に基づく工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(33) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(34) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)、(22)から(26)及び(32)で定める課長という場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各廃止措置課（室、センター）長」という。</p> <p>(40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>
	<p>※1：廃止措置計画に基づく工事は、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第50条で定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。</p>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例> 第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会 (原子力発電安全委員会) 第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 (2) 廃止措置計画の変更 (3) 原子炉施設保安規定の変更 (4) 本店所管の社内規定の制定及び改正 (5) その他委員会で定めた事項 3 原子力管理部長を委員長とする。 4 委員会は、委員長、所長、廃止措置主任者に加え、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会) 第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 廃止措置管理に関する社内基準の制定及び改正 ア 運転員の構成人員に関する事項 イ 当直の引継方法に関する事項 ウ 巡視に関する事項 エ 警報発生時の措置に関する事項 オ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 カ 定期的に実施する試験に関する事項 キ 安全貯蔵の措置に関する事項 ク 廃止措置の工事計画に関する事項 (2) 燃料管理に関する社内基準の制定及び改正 ア 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項 イ 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する社内基準の制定及び改正 ア 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項 イ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ウ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 エ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内基準の制定及び改正 ア 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <ul style="list-style-type: none"> イ 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項 ウ 保安区域に関する事項 エ 周辺監視区域に関する事項 オ 線量の評価に関する事項 カ 除染に関する事項 キ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ク 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ケ 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項 <p>(5) 施設管理に関する社内基裡の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項 (第 19 条第 3 項に関する事項を含む)</p> <p>(7) 保安教育実施計画の策定 (第 63 条) に関する事項</p> <p>(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第 5 条(14)から(16)、(19)から(24)、(26)から(29)及び(31)から(33)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う改正

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>第8章 施設管理</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第50条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 定義</p> <p>本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする(以下、本章において同じ)。</p> <p>(1) 発電所組織 : 第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 : 第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR事業者連絡会: 国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理の見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2の施設管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4 保全対象範囲の策定</p> <p>発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p>	<p>・組織改正に伴う改正</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p style="text-align: center;">第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 65 条 各課（室、センター）長は、表 65-1 及び表 65-2 に定める保安に関する記録を適正に^{※1}作成（表 65-1 (1)を除く。）し、保存する。ただし、表 65-1 (3)イの記録については、原子力部門（原子力発電電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 65-3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 各課（室、センター）長は、表 65-4 に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことという（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 65-1</p> <table border="1" data-bbox="778 398 1182 1200"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保安活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認、評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保安活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認、評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間	(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	<p>・組織改正に伴う改正</p>
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間												
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間												
(2) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ア 保安活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 イ 保安の結果及びその担当者の氏名 ウ 保安の結果の確認、評価及びその担当者の氏名 エ 不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間												
(3) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 ア 保安の有効性評価及びその担当者の氏名 イ 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間												